

指定障害福祉サービス等における「特別地域加算」の秋田県内の対象地域について

令和7年10月1日時点

対象地域要件	◎特別豪雪地帯	○辺地、 ◎総合整備計画策定済市町村	振興山村	半島振興	特定農山村	過疎地域
秋田市		◎	○		○	
能代市		◎	○		○	○
横手市	◎	◎	○		○	○
大館市	◎	○	○		○	○
男鹿市		◎		旧男鹿市、旧若美町	○	○
湯沢市	◎	○	○		○	○
鹿角市	◎	○	○		○	○
由利本荘市	◎	◎	○		○	○
潟上市				旧天王町		一部過疎 (旧昭和町、飯田川町)
大仙市	◎	◎	○		○	○
北秋田市	◎	◎	○		○	○
にかほ市		○	○		○	○
仙北市	◎	◎	○		○	○
小坂町		○	○		○	○
上小阿仁村	◎		○		○	○
藤里町	◎	○	○		○	○
三種町		○	○	旧八竜町	○	○
八峰町			○		○	○
五城目町		○	○		○	○
八郎潟町						○
井川町		◎	○			○
大潟村				大潟村		
美郷町	◎	○				○
羽後町	◎	○	○		○	○
東成瀬村	◎	○	○		○	○

注1：記載の地域のほか、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域には離島、奄美群島、小笠原諸島振興対策実施地域及び沖縄振興特別措置法に規定する離島があるが、秋田県内には該当がないことから表への記載は省略している。

注2：各対象地域の具体的な範囲については各市町村に確認されたい。